

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	別府市医師会立別府青山看護学校
設置者名	一般社団法人 別府市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科 3年課程	夜・通信	9単位	9単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

http://www.beppu-med.or.jp/kansen/koukai.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	別府市医師会立別府青山看護学校
設置者名	一般社団法人 別府市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	看護教育部門会議
役割	(目的)学校の運営に関する事項について審議し、学校運営の円滑化及び適正化を図る。 (構成員) 学校長、副学校長、別府市医師会副会長、看護教育担当部長、看護教育副担当部長、理事2名、事務局長、教務主任、副教務主任、その他学校長が必要と認めた者 (審議事項) 1. 学校の事業計画の立案及び執行に関する事項 2. 学校予算の執行に関する事項 3. 学校の自己点検・自己評価に関する事項 4. 学校関係諸規定の制定改廃に関する事項 5. 学校の教育方針、教育課程の編成及び教育計画に関する事項 6. 学術研究に関する事項 7. 学生定員及び入学・退学・休学・転学に関する事項 8. その他学校運営に関する事項 (方法) ・看護教育部門会議は、学校運営の具体的な事項を審議するため、副学校長が月1回（第3火曜日）招集する。 ・議長は、看護教育担当部長を充て、書記は教員が輪番制で行う。 ・看護教育部門会議において審議し決定した事項は、必要に応じて担当者が学校長の指示を受け、理事会に起案(提示)する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
別府市医師会副会長	2022年6月25日～2024年6月 2024年6月～2026年6月 定時総会終結まで	別府市医師会会員
別府市医師会副会長	2022年6月25日～2024年6月 2024年6月～2026年6月 定時総会終結まで	別府市医師会会員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	別府市医師会立別府青山看護学校
設置者名	一般社団法人 別府市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
1. 授業計画書(シラバス)は、本校所定の様式に基づいて作成する。 記載内容は、科目名、単位数(時間数)、担当講師、講師の実務経験、科目の目的・目標、授業計画、授業内容、教材・参考図書、成績評価の基準と評価方法等を記載する。 2. 授業計画書の作成については、次年度授業の担当講師を前年の11月～12月に決定し、その後担当講師は当校の教育方針及び学則の教育課程に基づいて授業計画を作成、全授業科目の授業計画を1冊にし、新年度4月に学生に配布する。 3. 学校ホームページにて新年度開始の4月に授業計画を公表する。 尚、科目の進度は教育計画及び進度表に従って実施し、毎月1回の学年運営会議においてカリキュラムの実施状況や進度について検討し、評価する。 さらに、最終授業の際に受講生による評価を行い、次年度に活かす。	
授業計画書の公表方法	http://www.beppu-med.or.jp/kansen/koukai.html

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績評価の方法・基準については、学則第9条、10条及び履修規程に基づいて、下記に記すように、厳格かつ適正に単位授与又は履修認定を実施している。

1. 学則第9条

- 1) 本校における授業科目はすべて必須とし、所定の時間割により授業を行う。
本校の授業科目については、学則別表1とする。
- 2) 単位の換算については、別表1中、講義及び演習は15時間から30時間、
臨地実習については、45時間をもって1単位とする。

2. 学則第10条

- 1) 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。
- 2) 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3) 授業科目の評価は次のとおりとする。
 - (1) 授業科目の評価は、各科目の点数で表し、100点を満点とし、各科目60点以上で合格とする。
 - (2) 授業科目の成績評価は科目担当教員が行い、単位認定については看護教育部門会議で検討し、学校長が決定する。

3. 評価基準

認定	評定	評価点	学修達成度
合 格	秀 (S)	90 ～100 点	ほぼ完全に達成
合 格	優 (A)	80 ～ 89 点	十分に達成
合 格	良 (B)	70 ～ 79 点	概ね達成
合 格	可 (C)	60 ～ 69 点	最低限達成
不合格	不可 (D)	0 ～ 59 点	単位認定は不適當
対象外	対象外	失格・放棄	対象外

4. 評価方法

- 1) 成績評価は終講試験の点数(100点満点)により行う。
- 2) 試験の内容(筆記試験、口述試験、実技試験、論文等)は、各シラバスに記載することによる。
- 3) 試験の種類は、終講試験、追試験、再試験とする。
- 4) 臨地実習の評価においては、ループリック評価表を用いて、実習終了後に実習指導者及び実習科目担当教員で行い、実習評価の責任者は実習科目担当教員とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 1. 学則第9条、10条に基づき「履修規程」を定め、履修規程の第4章成績評価第29条に評価基準を定め、下記の2)成績指標の計算方法を用いて得られた数値を客観的な指標とする。尚、第30条にGPAの活用について定め、GPAについては「GPAに関する実施要領」を規定し、学修支援に活用している。 1)成績評価基準 ・100点満点を最高点とし、評価点90～100点を評定：秀(S)、80～89点を優(A)、70～79点を良(B)、60～69点を可(C)、60点未満を不可(D)とする。ただし、受験資格を喪失した場合(出席時間数が3分の2未満は「失格」、試験時間の限度時間を超えた遅刻は「放棄」)は、対象外とする。 2)成績指標の計算方法 ・履修すべき科目の評価点の合計点を当該学年の全履修科目数で除した結果を成績指標とする。成績指標は、小数点第2以下を四捨五入し、第1位までとする。 3)学修支援 ・尚、GPAを導入し、成績の伸びや学習状況などを細かく客観的に判断する。 ・GPA算出方法は、授業科目の評価点に応じて5段階(4.3.2.1.0)の数値を設定し、GPとする。 ・履修し単位取得した科目のGPに科目の単位数を乗じた値を取得GP、その取得GPの総和を履修し単位取得した科目の単位の総数で除したものを累積GPAとする。 ・累積GPAが、2.00以下となった場合は担任が面接指導を行う。GPA1.00未満が2期連続した場合は教務主任及び副学校長が面接指導を行い、3期連続した場合は教務主任及び副学校長が保護者と学生に面接指導を行い、学修支援を行う。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	http://www.beppu-med.or.jp/kansen/koukai.html

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

1. 卒業認定については、学則第 23 条卒業及び履修規程第 38 条卒業認定に次のように規定している。
 - 1) 学則第 9 条別表 1 に定める科目を履修し、102 単位を修得した者に卒業の認定を行う。
 - 2) 3 年の修業年限に在籍し、課程を修了したと認めた者に対し卒業証書を授与する。
 - 3) 卒業は、出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席、履修科目の単位修得、倫理的行動の遵守等を基準とし、卒業判定会議の議を経て認定される。
 - 4) 卒業認定者には、卒業証書を授与し、専門士の称号を付与する。
2. 学則とは別に、別府市医師会立別府青山看護学校の 3 つのポリシーとして、ディプロマポリシー(卒業・学位授与の方針)、カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)、アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)を設定し、下記のようなディプロマポリシーに掲げた看護師を育成するために、3 年間のカリキュラムを編成している。

DP1. よりよい人間関係を築く力を身につける。
DP2. 地域愛を基盤に、心のこもった看護が提供できる力を身につける。
DP3. 確かな知識と技術をもち、科学的根拠のもと看護を実践する能力を身につける。
DP4. 専門職業人としての倫理や責務に基づいて考え、行動できる姿勢を身につける。
DP5. 多職種と連携・協働するために必要な基礎的な力を身につける。
DP6. 看護を探究し、学び続ける姿勢を身につける。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<http://www.beppu-med.or.jp/kansen/koukai.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	別府市医師会立別府青山看護学校
設置者名	一般社団法人 別府市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.beppu-med.or.jp/about-ishikai/
収支計算書又は損益計算書	http://www.beppu-med.or.jp/about-ishikai/
財産目録	http://www.beppu-med.or.jp/about-ishikai/
事業報告書	http://www.beppu-med.or.jp/about-ishikai/
監事による監査報告（書）	別府市医師会館内の掲示板に掲示

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		看護専門課程	看護学科 3 年課程	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3180 時間／102 単位	1905 時間 /71 単位	240 時間 /8 単位	1035 時間 /23 単位	0 時間 /0 単位	0 時間 /0 単位
			3180 時間／102 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		126 人	0 人	14 人	91 人	105 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 1) 授業方法及び内容 ・授業方法は、講義、演習、グループワーク、実習による。 ・授業内容は、シラバスに明示している。 2) 年間の授業計画 ・学生便覧及びシラバスに学年ごとの教育計画及び進捗表を提示している。 ・年度末にカリキュラムの評価を行い、翌年度の科目担当を決定し、教育内容、学習進捗、シラバスについて検討する。 ・シラバスには、科目名、単位数（時間数）、担当講師名、目的、目標、内容、方法、評価方法などを記載する。 ・4月に学生便覧及びシラバスを学生に配布し、ホームページで公開する。

成績評価の基準・方法			
(概要) *成績評価基準・方法は「履修規程」に定めている。 1)成績評価の基準は次のとおりとする。 ・秀(S):90～100点、優(A):80～89点、良(B):70～79点、可(C):60～69点、不可(D):0～59点、対象外:失格・放棄とし、可以上を合格とする。 2)評価方法の概要は、以下のとおりである。 ・履修した科目の単位認定試験として、終講試験を行う。 ・終講試験は、原則科目の授業が終了した2週間以内に行う。 ・各科目の成績評価は100点を満点とし、60点以上を合格とする。 ・60点未満の不合格者については再試験を実施する			
卒業・進級の認定基準			
(概要) *卒業・進級の認定については、「履修規程」に定めている。 1)卒業の認定 ・本校を卒業するためには、3年以上在学し、学則第9条に定めるところの合計102単位を取得する。 ・卒業は、出席すべき日数の3分の2以上の出席、履修科目の単位修得、倫理的行動の遵守等を基準とし、卒業判定会議の議を経て認定する。 ・卒業認定者には、卒業証書を授与し、専門士の称号を付与する。 2)進級の認定基準 ・進級の基準は、当該学年において出席すべき日数の3分の2以上出席し、原則当該学年の授業科目全てに合格した者とする。 ・進級は単位修得判定会議において認定する。 ・1年次または2年次に、未取得単位が1単位以内の場合は進級することができる。 ・各学年終了時に、修得すべき履修単位は、1学年45単位、2学年34単位、3学年23単位、合計102単位とする。			
学修支援等			
(概要) ・各学年を2人の学年担当教員と実習担当チームで分担し、連携協働しながら学生の個を尊重したかわりで支援している。GPAを活用し成績低迷者には面接指導を行う。 ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを2回/月実施している。			

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33人 (100%)	3人 (9.1%)	30人 (90.9%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) ・1年次より進学希望を調査し、各自の目標が達成できるように面接等を行い、進路の相談に応じる。2年次では進路が具体的になるよう指導し、3年次の早期より就職試験に関する手続きや履歴書の書き方、面接の受け方、進路の迷い等の個別相談が実施できるように計画する。			

・各病院からの募集要項は、学生がいつでも閲覧できるように所定の場所に設置している。
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格、専門士（看護専門課程）の称号授与
（備考）（任意記載事項） ・保健師、助産師学校受験資格

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
124 人	2 人	1.6%
（中途退学の主な理由） 進路変更の為		
（中退防止・中退者支援のための取組） ・随時面接及び個人相談の実施、カウンセラーの配置。 ・必要時、家庭との連携をとり支援していく。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科 3年課程 1年生	250,000 円	550,000 円	施設維持費 100,000 円 実習費 250,000 円	その他必要に応じ追加徴収
看護学科 3年課程 2年生	0 円	550,000 円	施設維持費 100,000 円 実習費 250,000 円	その他必要に応じ追加徴収
看護学科 3年課程 3年生	0 円	550,000 円	施設維持費 100,000 円 実習費 250,000 円	その他必要に応じ追加徴収
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.beppu-med.or.jp/kansen/koukai.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
* 自己評価結果を学校関係者評価委員会が評価することで、学校経営・管理及び教育活動等の課題について広い視野から助言を得ることが出来、改善すべき点を明らかにし、本校における教育の水準の向上を図ることを目的とする。 ・評価項目：Ⅰ教育理念・教育目的、Ⅱ教育目標、Ⅲ教育課程経営 Ⅳ教授・学習・評価課程、Ⅴ経営・管理過程、Ⅵ入学 Ⅶ卒業・就業・進学、Ⅷ地域社会・国際交流、Ⅸ研究 ・評価委員：定数3名、卒業生及び保護者区分より代表を各1名ずつ選出 ・評価委員の選定：任期2年、自己点検自己評価委員会にて委員を選定 ・評価時期：6月(年1回) ・方 法：自己点検自己評価データを集計分析した結果について意見交換をし評価する。 ・評価結果：調査後、副学校長が集計分析し、次年度のカリキュラム計画に活かす。 また、集計分析したこと自己評価とともにホームページに掲載する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
当校以外の看護学校管理者	2年	看護職員
病院看護師	2年	卒業生
病院看護師	2年	保護者

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.beppu-med.or.jp/kansen/koukai.html
第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.beppu-med.or.jp/kansen/index.html
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H144310000049
学校名 (〇〇大学 等)	別府市医師会立別府青山看護学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人別府市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		28人（－）人	26人（－）人	28人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	- 人	11人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	- 人	- 人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				28人（－）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	後半期
		人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	- 人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	- 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。